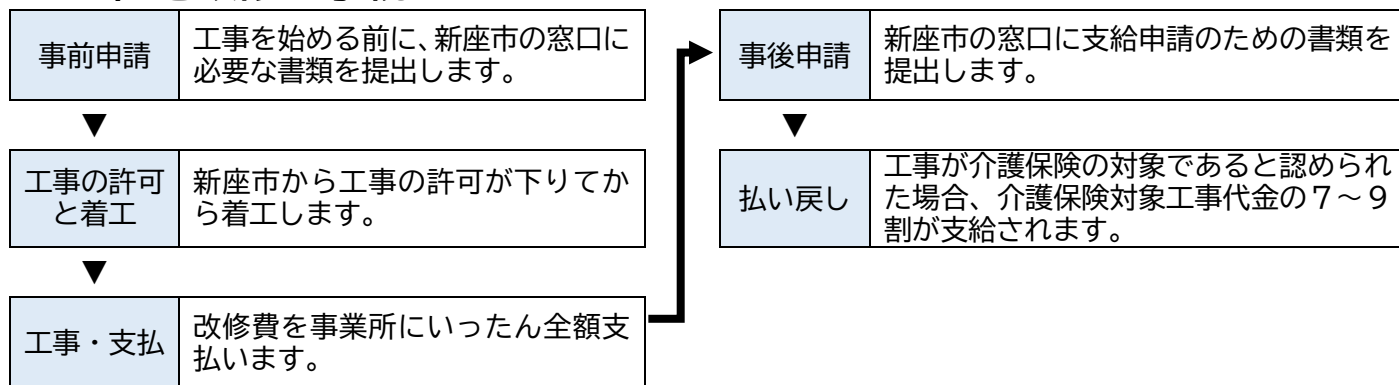


介護保険 住宅改修の手続方法

要介護・要支援認定を受けた方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行うと、20万円までを限度に、改修費用の7～9割の保険給付が受けられます。工事前には必ずケアマネジャーにご相談ください。
なお、20万円までならば、数回に分けて申請することも可能です。



1 住宅改修の手続のながれ【償還払（後から払い戻される）の場合】



2-1 提出書類【工事前】

☒	提出が必要な書類
	(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 【No.：①】
	(2) 住宅改修が必要な理由書（P1、P2） 【No.：②】
	(3) 見積書 【No.：③⑧】
	(4) 改修前の写真（撮影日入り） 【No.：④⑨】 ＊ 改修箇所の全体が分かるもの。写真内に撮影日の表示が必要。日付の印字ができない場合は黒板やホワイトボードで日付が確認できるようにすること。 ＊ 段差解消の場合は、改修箇所にスケールをあてること。
	(5) 図面（改修箇所に赤線を引くなどして図示すること）
☒	該当する場合のみ提出する書類
	(6) 住宅改修の承諾書 ＊ 被保険者名義の住居ではない場合は、以下のア～ウのいずれかを提出すること。 ア 住宅所有者が本人以外（配偶者など）の場合 （書類名：「住宅改修の承諾」【No.：⑤-1】） イ 住宅所有者が死亡しており、名義変更をしていない場合 （書類名：「住宅改修の承諾についてのお願い」【No.：⑤-2】） ウ 賃貸住宅の場合 （書類名：「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修に係る承諾書」【No.：⑤-3】）
	(7) 委任状 ＊ 被保険者以外（家族）の口座に振り込む場合に限る。
	(8) 介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払に係る委任状 ＊ 受領委任払を利用する場合に限る。 <u>署名押印は必須。</u>

▼ 工事後にも申請が必要です。裏面を参照してください。

2-2 提出書類【工事後】

☒	提出が必要な書類
	(1) 介護保険住宅改修完了報告書
	(2) 改修後の写真（撮影日入り） 【No.：④⑨】 ＊ 改修箇所の全体が分かるもの。写真内に撮影日の表示が必要。日付の印字ができない場合は黒板やホワイトボードで日付が確認できるようにすること。 ＊ 段差解消の場合は、改修箇所にスケールをあてること。
	(3) 領収書（介護保険適用分の金額が書かれた領収書） ・ 被保険者名で交付されたもの ・ 保険適用外の改修が伴う場合は、保険適用分と保険適用外分の金額が分かるように記載してください。
	(4) 領収書のコピー
☒	工事内容に変更があった場合のみ提出する書類
	介護保険住宅改修・工事変更報告書
	内訳書

3 住宅改修費の支給方法 「償還払」と「受領委任払」の2種類があります。

償還払い	被保険者が工事費用を施工業者に一度全額支払った後、新座市から被保険者に保険給付する方法です。
受領委任払い	被保険者が工事費用のうち、保険給付額を除いた金額を施工業者に支払い、新座市が保険給付費を施工業者に支給する方法です。

4 ご注意

- ・ 工事着工前に事前申請を行い、通知が送付されてから（承認が下りてから）工事を開始しなければ、支給対象にはなりません。着工後の申請は制度の対象外です。
- ・ 受領委任払について
市に登録した受領委任払取扱事業者の工事が対象となります。未登録の場合は、「介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録申請書」及び「介護保険住宅改修費等受領委任払制度に係る取扱確約書」を提出し、「受領委任払取扱事業者番号」が付与されてから申請してください。
- ・ 入院中や施設入所中の方について
本人が住宅にいない場合は、支給対象とは認められません。ただし、現在病院に入院中または施設に入所中の方が退院・退所が決まって住宅に戻るに当たり、あらかじめ住宅改修を行う必要がある場合は、事前に市の確認を取れば対象と認められることがあります。
なお、退院・退所ができなくなった場合は、支給を受けることができませんので、全額自己負担になります。
- ・ 過去の利用実績について
過去の利用実績（残額）について知りたい場合は、被保険者本人またはケアマネジャーから新座市にお問い合わせください。確認後、折り返しのお電話にて回答します。

申請及び問合せ先

新座市 介護保険課 介護給付・事業者係

TEL 048-424-5361（直通）

